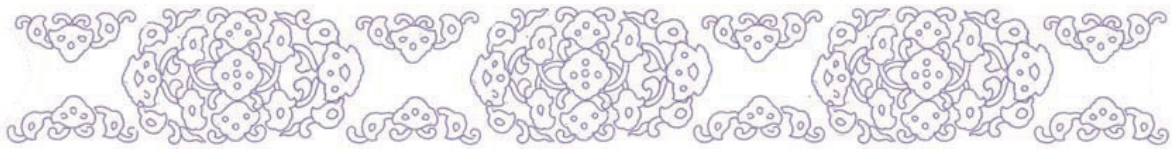


# 第4章

保全状況と資産に与える影響



[本推薦書付属資料 8. 2-5 ページを参照]

## a) 現在の保全状況

記念工作物及び遺跡の各分野に属する6つの連続性を持つ各構成資産については、すでに多くの修理や整備の事業が適切に実施されており、いずれの構成資産の保存状況も良好である。特に寺院の建造物及び境内については、所有者である宗教法人により適切な維持的措置が恒常的に行われており、保存状況は良好である。

### 1. 資産全体の保全状況

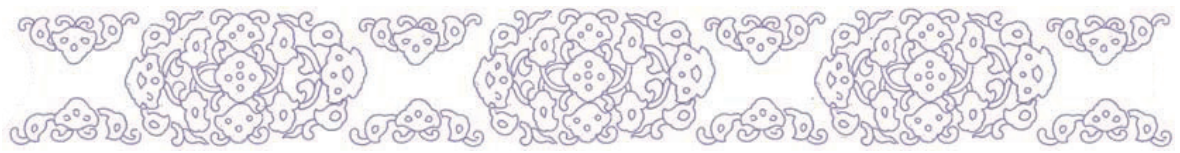
#### (1) 記念工作物

「記念工作物」としての構成資産は、いずれも寺院境内の木造建造物である。それらは、国宝又は重要文化財に指定された金色堂、金色堂覆堂、経蔵、特別史跡及び特別名勝の構成要素として保護された毛越寺常行堂から成る。これらの木造建造物については、これまで、損傷の程度に応じて、その形態・意匠、材料・材質、技術、位置を維持する観点から適切な修理が行われてきた。したがって、それらはすべて良好な状態を保っている。

具体的には、建造物の全体を解体して行う全解体修理、軸組を残したまま壁や屋根などの修理を行う半解体修理を実施しているほか、部分的な修理として屋根葺替修理や塗装修理などを定期的に行ってきた。建造物は自然災害等により幾度かの損傷を被ってきたが、そのつど意匠・形態の観点から旧態に復旧し、その歴史上又は芸術上の価値は確実に継承されている。

近世から明治時代を通じて、京都・奈良などのほとんどの寺社では、定期的な修理や災害時の修復などを高い水準の下に実施してきた。このような建造物の修理技術は、近代以降の保存修理事業を通じて確立し、日本の各地における建造物の修理において普及したものである。平泉においても、近世以来、金色堂・覆堂・経蔵など建造物の保存修理は専門の建築技術者によって行われてきた。

構成資産である建造物のみならず、重要文化財に指定されたその他の建造物又は史跡等に指定された寺院境内に存在する個々の歴史的建造物の保存修理事業を行うに当たっては、文化財保護法の下に、それらの歴史に関する調査、伝統技法に関する調査、地下遺構に関する発掘調査、破損状況及びその原因に関する調査など、事前の学術調査を周到に行い、その結果に基づいて、所有者・学識経験者・行政経験者



等から成る修理及び整備委員会における保存修理や環境整備の方針の決定及び指導に基づき実施している。

また、それらの修理完了後には、修理に係る記録をまとめた修理工事報告書を刊行している。

さらに、構成資産である建造物のみならず、寺院境内に含まれるすべての重要文化財に指定された建造物については、火災による焼損防止のために自動火災報知設備及び各種の消火施設・避雷施設を設置し、防火・消火に関する組織の運営についても万全を期している。

また、平泉町と建造物の所有者である宗教学法人中尊寺は、2006年に国宝又は重要文化財に指定された各建造物の保存管理計画を共同して策定し、それらの確実な保存管理に当たっている。さらに、特別史跡及び特別名勝の構成要素である常行堂についても、所有者である宗教学法人毛越寺は、2005年に特別史跡及び特別名勝に指定された範囲の保存管理計画を平泉町と共同して策定し、それらの確実な保存管理に当たっている。また、建造物の軽微な補修等の日常管理については、所有者の依頼により専門の建築技術者によって実施されている。

## (2) 遺跡

「遺跡」としての構成資産は、「浄土庭園」及び地下に埋蔵された考古学的遺跡である。それらは、特別史跡に指定された中尊寺境内、毛越寺境内、無量光院跡、史跡に指定された金鶏山、柳之御所遺跡、特別名勝に指定された毛越寺庭園、名勝に指定された旧観自在王院庭園の資産から成る。これらの構成資産については、史跡等の管理団体である平泉町が、各史跡等の規模・形態・性質・立地・環境等に応じて保存管理計画を策定し、確実な保存管理に当たっている。したがって、各史跡等を構成する諸要素及びそれらと一体を成す周辺の地域は、良好な状態を保っている。

さらに、指定地内で行われる現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）については、文化財保護法の下に許可制に基づき厳重に規制されている。

また、史跡等に指定された土地に含まれる考古学的遺跡のうち、復旧及び整備を要するものについては、事前に発掘調査等の学術調査を実施し、その成果に基づき、関係各分野の専門家及び有識者により構成される整備指導委員会における十分な検討を踏まえて着手している。



なお、修復が完了した毛越寺庭園、旧観自在王院庭園については、所有者である毛越寺及び管理団体に指定されている平泉町が除草・芝刈り等の日常管理を適宜実施している。

## 2. 構成資産の保全状況

### (1) 中尊寺

中尊寺の境内には、以下に述べる国宝又は重要文化財に指定されている建造物をはじめ、往時の建物跡や園池跡などの遺構が、地上に残された地形・地割とともに地下にも良好な状態で保存されており、構成資産の顕著な普遍的価値は確実に伝達されている。

#### 1-1 金色堂

コンクリート造覆堂のガラス・スクリーン内部の防湿・防虫の状態については常に観察把握が行われ、金色堂の保存環境の確認が行われている。また、コンクリート造覆堂の維持管理についても周到に行われており、常時、金色堂に対する影響があるか否かについての確認が行われている。したがって、金色堂の保存状態は良好である。

#### 1-2 金色堂覆堂

15世紀頃に建立されて以来、屋根を中心に幾度もの修理が行われ、現時点における保全状態は良好である。

#### 1-3 経蔵

現時点における保全状態は良好である。



#### 1-4 大池伽藍跡

現時点における保全状態は良好である。今後は、さらに発掘調査を継続して行いつつ、その成果を踏まえた園池の修復・整備を進めることとしている。

#### (2) 毛越寺

現境内には、当時の建物の礎石や基壇、園池跡などの多様な遺構が地上に残された地形・地割などとともに地下に良好な状態で保存されている。

#### 2-1 庭園

庭園の美観と周囲の自然環境の維持に配慮した良好な保存管理が行われており、現時点における保全状態は良好である。

#### 2-2 常行堂

定期的な維持修理が行われており、現時点における保全状態は良好である。また、創建当初の常行堂の地下遺構も、適切に土で被覆され、保全状態は良好である。

#### (3) 観自在王院跡

園池跡を中心として、阿弥陀堂跡や南門跡などの建物跡を示す礎石、土塁などの遺構が、地上に残る地形や地割などとともに地下に良好な状態で保存されており、現時点における保全状態は良好である。

#### (4) 無量光院跡

建物跡の礎石や土塁などの遺構が地上に残されており、園池・中島など12世紀の伽藍配置を示す地形・地割などとともに、地下には遺構が良好な状態で保存されていることから、現時点における保全状態は良好である。

また、2005年に平泉町が策定した「特別史跡無量光院跡整備基本計画」に基づき、将来的に庭園を含む遺跡の修復・整備を行うこととしており、その保全状態はさらに確実となる。



(5)金鶏山

山頂で発見された経塚遺跡のみならず、山自体の地形及び山稜の景観を構成する森林等の保存管理状況は良好である。

(6)柳之御所遺跡

堀跡・建物跡・園池跡などの多くの遺構・遺物が、覆土によって地下に良好な状態で保存されている。また、現在遺跡の修復・整備を進めており、中心部分で発見された園池跡や建物跡の表示が行われるなど良好な遺跡の環境が維持されている。

国道4号バイパスの建設及び北上川一関遊水地の造成計画に当たっては、柳之御所遺跡の修復・整備事業に配慮し、通過車両による景観阻害や騒音を最大限軽減の技術的調整が行われた。したがって、現時点においては、東方の東稲山への展望にも配慮した快適な遺跡環境が確保されており、推薦資産が持つ顕著な普遍的価値は維持されている。

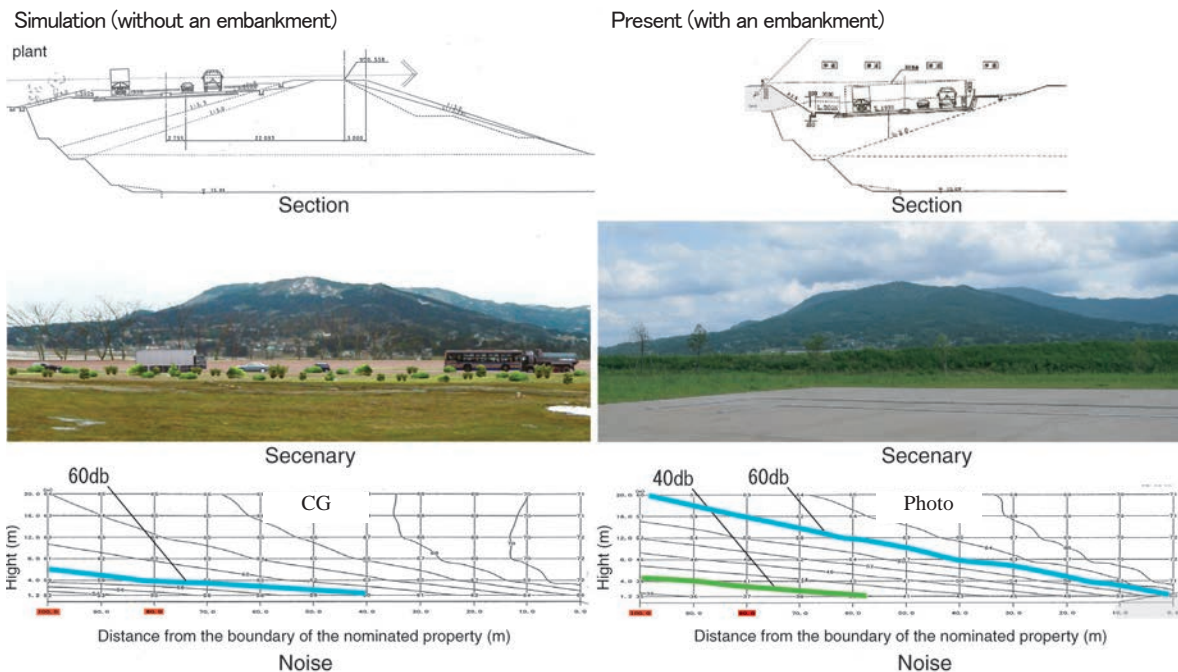
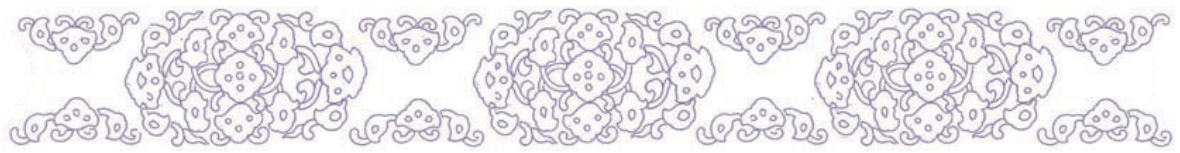


図 4-1  
遺跡の歴史的環境を保護するために設けられた柳之御所遺跡とバイパス間の盛土  
©文化財保存計画協・岩手県教育委員会



## b) 資産に与える影響の要因

### 1. 開発の圧力

資産及びその緩衝地帯において、建築物又は工作物の建設、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為を行う場合には、文化財保護法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、河川法、及び関係各市町が定める条例の下に、それらの規模・形態・構造等に関する規制(建築物又は工作物に関しては、それらの高さ・色彩・意匠等の規制を含む)が行われるため、資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させるような開発は起こり得ない。

[本推薦書付属資料 8. 2-5 ページを参照]

また、2009年に平泉町が景観法に基づき立案した景観計画の下に、平泉町は景観阻害要因の排除に努めることとしているほか、世界遺産暫定一覧表に記載され、世界遺産一覧表への記載の可能性のある文化資産に相応しい周辺市街地を創出するために、適切な景観の保全・改善の施策を実施することとしている。

[本推薦書付属資料 9. 2-8 ページを参照]

なお、次に掲げる開発計画等の立案に当たっては、いずれにおいても資産への影響を最小限に留めるよう関係機関・団体とも調整を行うこととし、実施する場合にも顕著な普遍的価値を保護する観点から事前に十分な協議を行うこととしている。

#### (1) 公共下水道事業

緩衝地帯においては、生活污水等を排除するために公共下水道の整備を実施している。公共下水道の管渠は現道路内に埋設することとし、工事に当たっては必ず関係自治体の文化財専門職員が立会い、地下から重要な考古学的遺跡を発見した場合には発掘調査を行い、その成果に基づき当該構成資産の顕著な普遍的価値の保護に影響がない工法により施工することとしている。



## (2)北上川遊水地事業及び関連河川改修事業

緩衝地帯においては、河川の洪水による被害を防止するため、堤防の建設等による河川改修を実施している。

当該堤防建設のうち、既に完了している北上川右岸における堤防建設については、柳之御所遺跡の区域から堤防建設予定地を除外する計画案に変更し、さらに建設予定地においては事前に発掘調査を実施し、地下に埋蔵されている考古学的遺跡の保存と景観の保全に影響のない場所を選定して着工した。

現在、工事を行っている衣川及び北上川の両岸における堤防建設については、それらの実施に先立って、地下に埋蔵されている遺跡の保存に関する十分な調整を行うとともに、専門家及び有識者から成る「平泉町重要公共施設デザイン会議」において総合的な観点から計画案に関する検討を行い、周囲の景観にも配慮した修景等を行うこととしている。したがって、現時点においては、構成資産の顕著な普遍的価値の保護に影響はない。

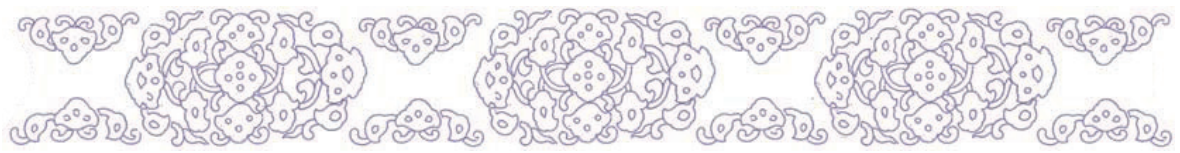
## (3)道路整備事業

無量光院跡を通過している県道平泉停車場中尊寺線については、道路改良工事が計画されている。当該事業は、特別史跡無量光院跡整備基本計画にも基づくもので、資産を保全しつつ自動車の交通量や速度を抑制するとともに、来訪者の安全性の向上を図ることを目的としている。

中尊寺境内に接する国道4号と町道坂下線との交差点改良工事が計画されている。当該事業は、来訪者の安全性向上を図ることを目的としており、中尊寺の導入部の景観にも配慮した内容とするよう調整することとしている。

緩衝地帯においては、(仮称)町道柳之御所線及び一般国道4号平泉バイパスの拡幅、東北自動車道と既存道路とを繋ぐ道路及び主要地方道花巻衣川線の一部、町道中学校線の一部についての新設が計画されている。

当該道路計画については、専門家及び有識者から成る「平泉町重要公共施設デザイン会議」において総合的な観点から計画案に関する検討を行など、周囲の景観に調和した道路の意匠・構造とすることとしており、当該構成資産の顕著な普遍的価値の保護に影響はない。

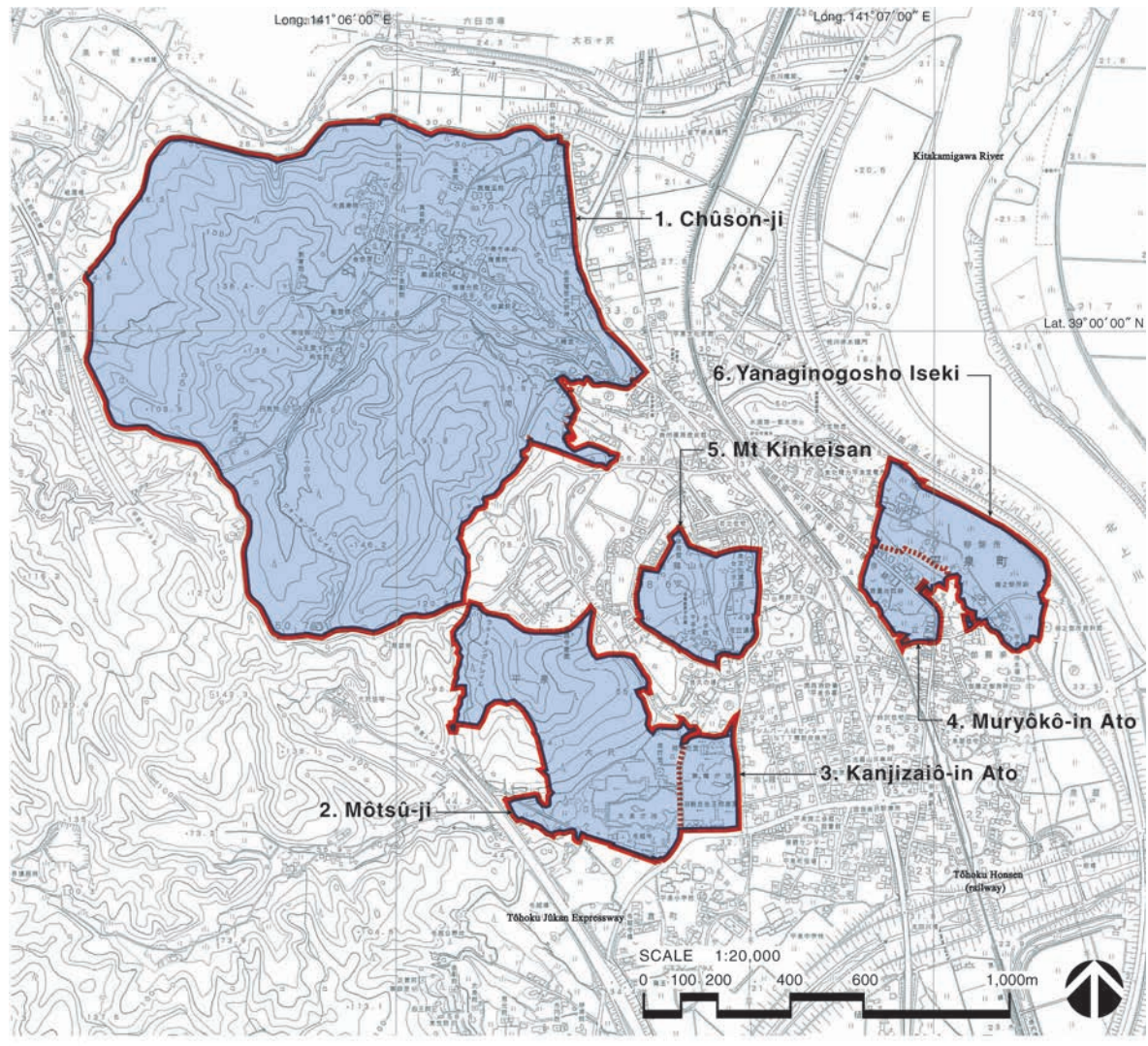
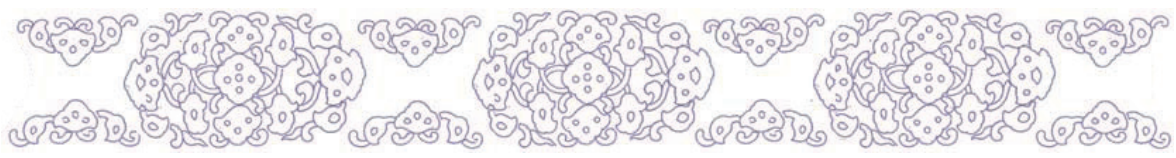


#### (4) 上水道管更新事業

緩衝地帯においては、上水道管が老朽化しているため、計画的に更新を行っている。工事の実施に当たっては、既設管路の掘形に再度埋設することとしており、当該構成資産の地下に埋蔵されている遺構・遺物及び景観に対する影響はない。

#### (5) 「道の駅」整備事業計画

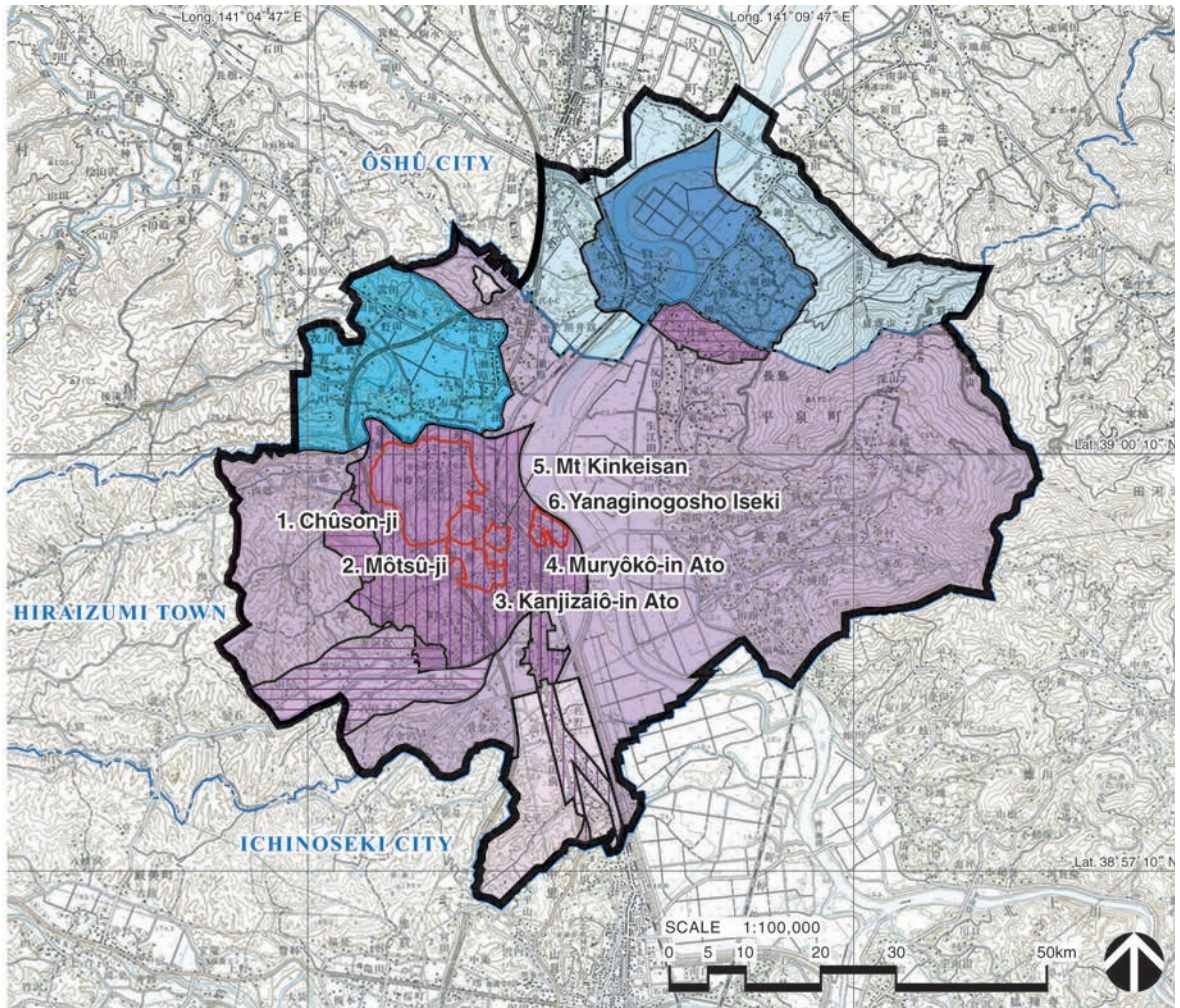
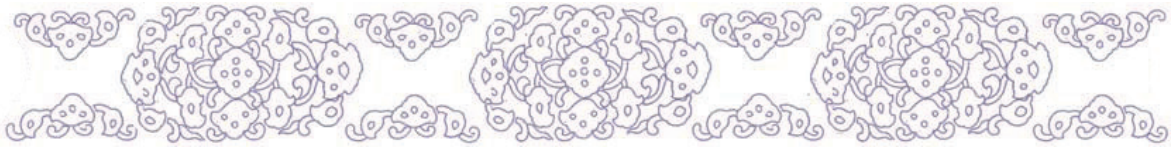
緩衝地帯においては、「道の駅「平泉(仮称)」整備基本計画」に基づき、観光客等の利便性の向上を図るとともに、構成資産を周遊する拠点施設となる「道の駅」の整備を計画している。当該施設の整備計画については、専門家及び有識者から成る「平泉町重要公共施設デザイン会議」において、総合的な観点から計画案に関する検討を行い、周囲の景観にも調和した外観・意匠とするとともに、外構についても適切に修景することとしており、当該構成資産の顕著な普遍的価値の保護に影響はない。



Legend

- Nominated property
- Boundary between component parts
- Designation under the Law for the Protection of Cultural Properties
  - Special Historic Site
  - Historic Site
  - Special Place of Scenic Beauty
  - Place of Scenic Beauty

図 4-2 文化財保護法によって保護されている推薦資産の範囲図



Legend

- Nominated property
- Buffer zone
- Administrative boundary (municipality)

Designation under the Landscape Law and the Ordinance for the Development of Town and Landscape of Hiraizumi in Harmony with Nature and History

- Landscape District
- Quasi-Landscape District
- Historic Landscape Area
- Vernacular Landscape Area
- Ordinary Landscape Area

Designation under the Ordinance concerning Conservation and Development of Landscape around Shirotoritae Iseki

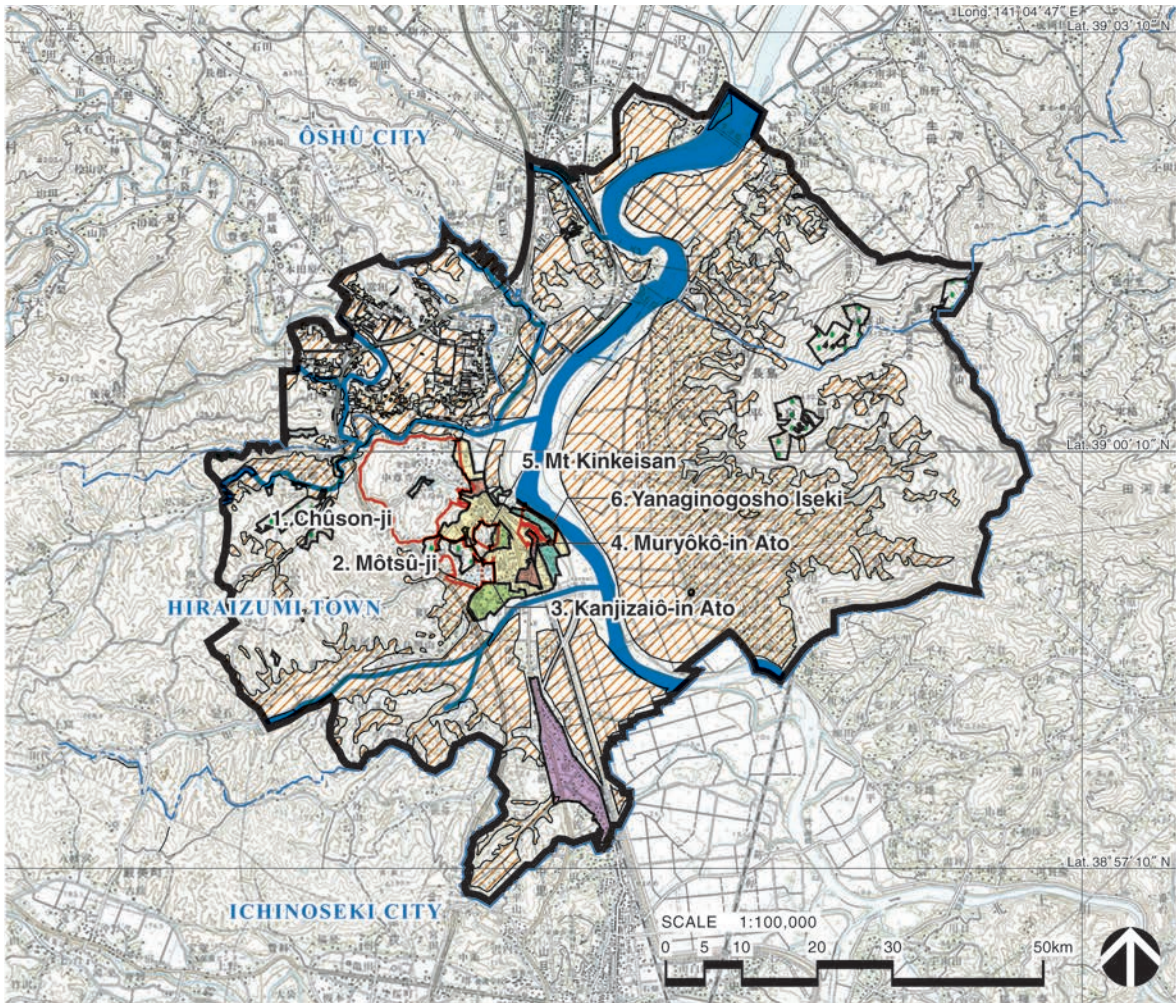
- Historic Landscape Area
- Vernacular Landscape Area and Ordinary Landscape Area

Designation under the Ordinance concerning Conservation and Development of Landscape around the Historic Site, Chōjagaharahaiji Ato

- Historic Landscape Area

図 4-3 推薦資産及び緩衝地帯における法規制図(その1)

[ 本推薦書付属資料 8. 2-5 ページを参照 ]  
 [ 本推薦書付属資料 9. 2-8 ページを参照 ]

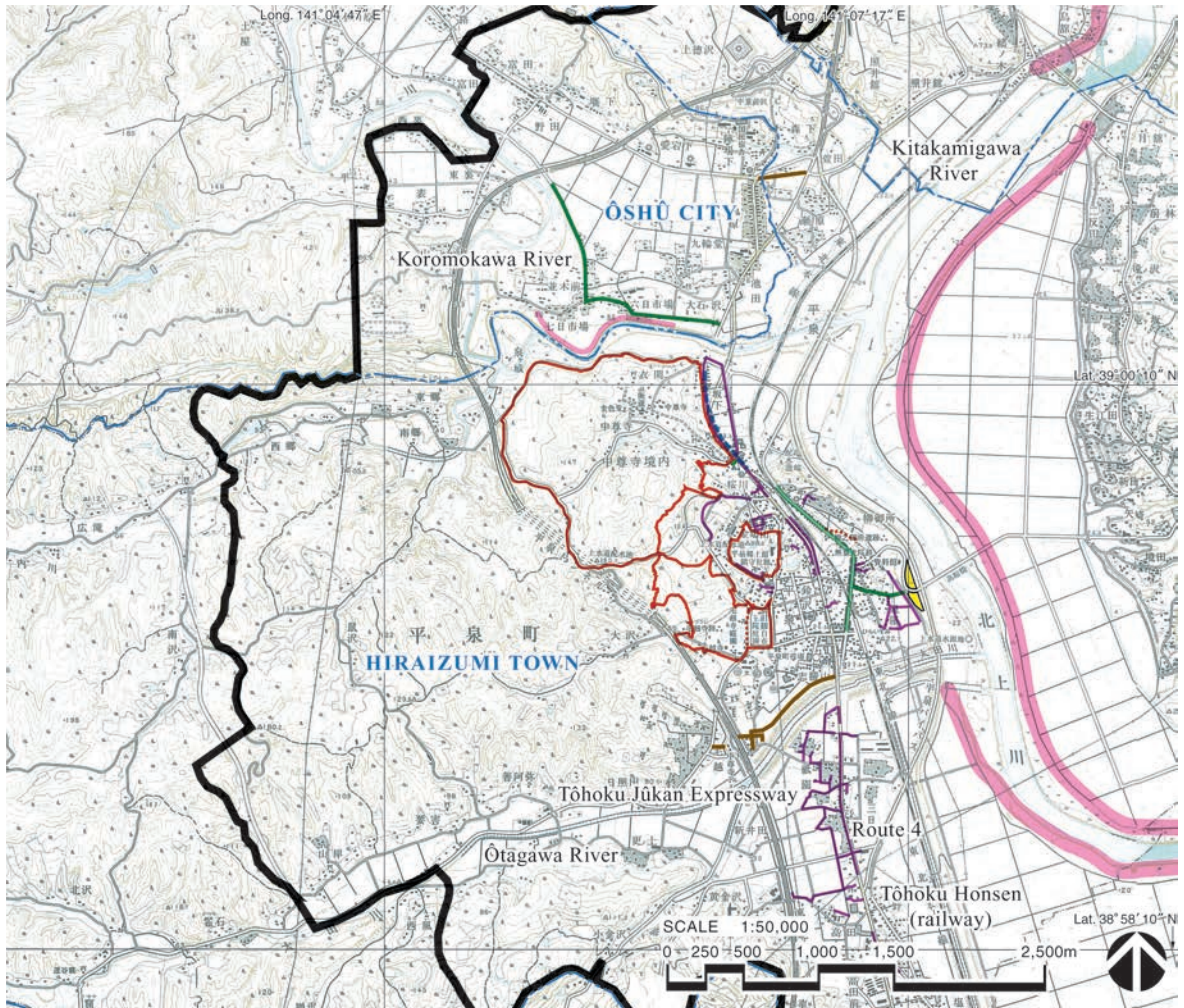


Legend

- Nominated property
- Buffer zone
- Administrative boundary (municipality)
- Designation under the Law concerning the Improvement of Agricultural Promotion Area
- Land for Agricultural Use
- Designation under the Forest Law
- Reserved Forest
- Designation under the River Law
- River Zone
- Designation under the Sand Control Law
- Erosion Control Area
- Designation under the City Planning Law
- Category 1 Exclusively Low-story Residential District
- Category 1 Exclusively Medium-high Residential District
- Category 2 Exclusively Medium-high Residential District
- Category 1 Residential District
- Neighborhood Commercial District
- Commercial District
- Quasi-industrial District

図 4-4 推薦資産及び緩衝地帯における法規制図(その2)

[ 本推薦書付属資料 8. 2-5 ページを参照 ]



Legend

- |  |                               |
|--|-------------------------------|
| Nominated property                     | New levee for water retention |
| Buffer zone                            | New road                      |
| Administrative boundary (municipality) | Road widening                 |
|  | Road repair                   |
|  | Renewal of aqueduct           |
|  | New public sewage             |
|  | "Road station" project        |

図 4-5 推薦資産に関する開発計画図



## 2. 環境の圧力

現時点のみならず、将来においても、資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させるような自然的環境の変化は全く想定されない。

酸性雨を含む大気汚染が引き起こす被害については、現段階では確認されていない。

また、北上川遊水地造成と連動して、右岸の堤防とともに国道4号バイパスが整備されたことにより、平泉の中心を南北に縦断していた主要幹線道の国道4号(旧道)の交通量は大幅に軽減され、中尊寺門前などの車両による阻害及び市街地における騒音・排気ガスによる影響は著しく緩和された。

## 3. 自然災害と危機管理

資産の所在地域における自然災害としては、台風・大雨・地震(これらの要因による倒木・地形崩落を含む)・洪水・火災などが考えられ、それぞれ以下のような防災対策を講ずることとしている。

台風・大雨に関する対策としては、各構成資産の敷地全般に排水設備や避雷設備を完備するとともに、歴史的な建造物の部材の破損又は劣化、周辺的环境などに関して定期的な点検を実施し、当該建造物が本来保持している構造耐力を失わないように管理を行うこととしている。

地震に関する対策としては、森林を保全することにより崖崩れの防止を図るとともに、建造物の修理に合わせて耐震補強の措置を講ずることとしている。また、堤防・遊水地・砂防堰堤の建設や河川の改修などにより、大雨時の洪水に対する防止策を講じている。

建造物の防火対策については、自動火災報知設備・ドレンチャー設備・



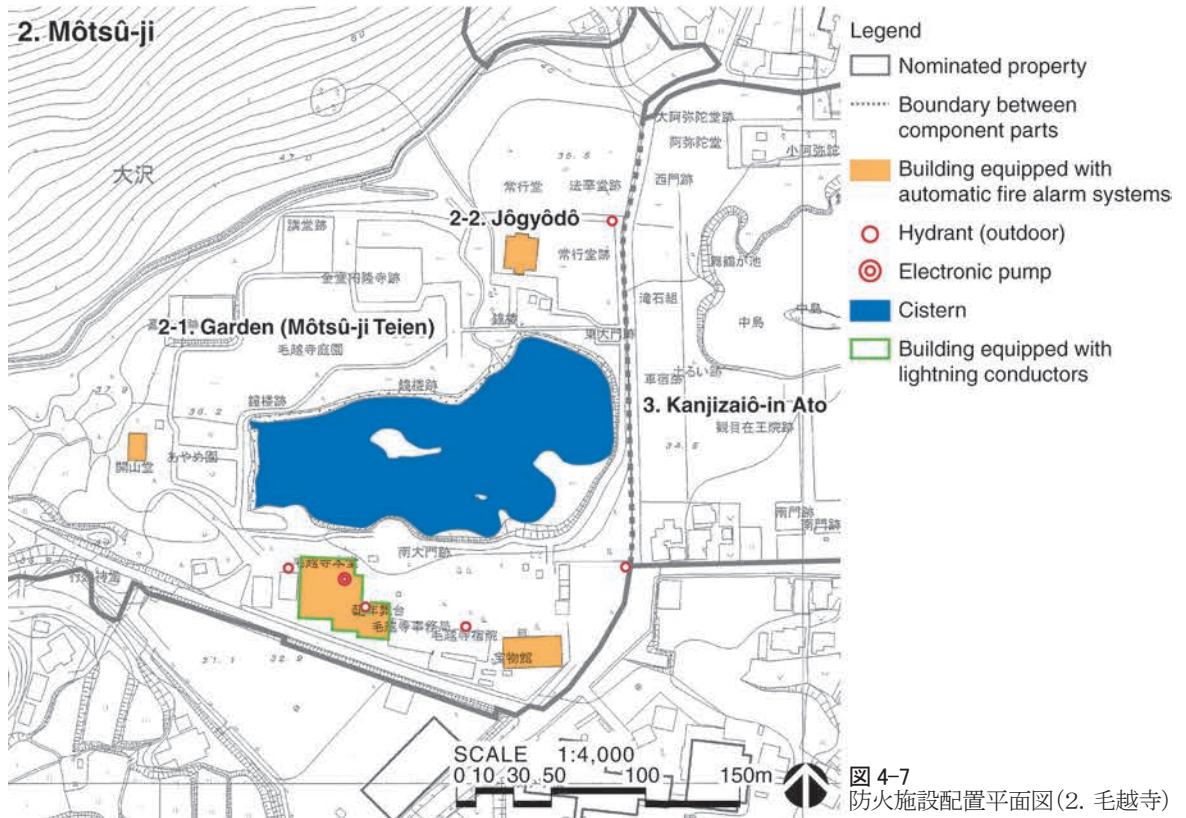
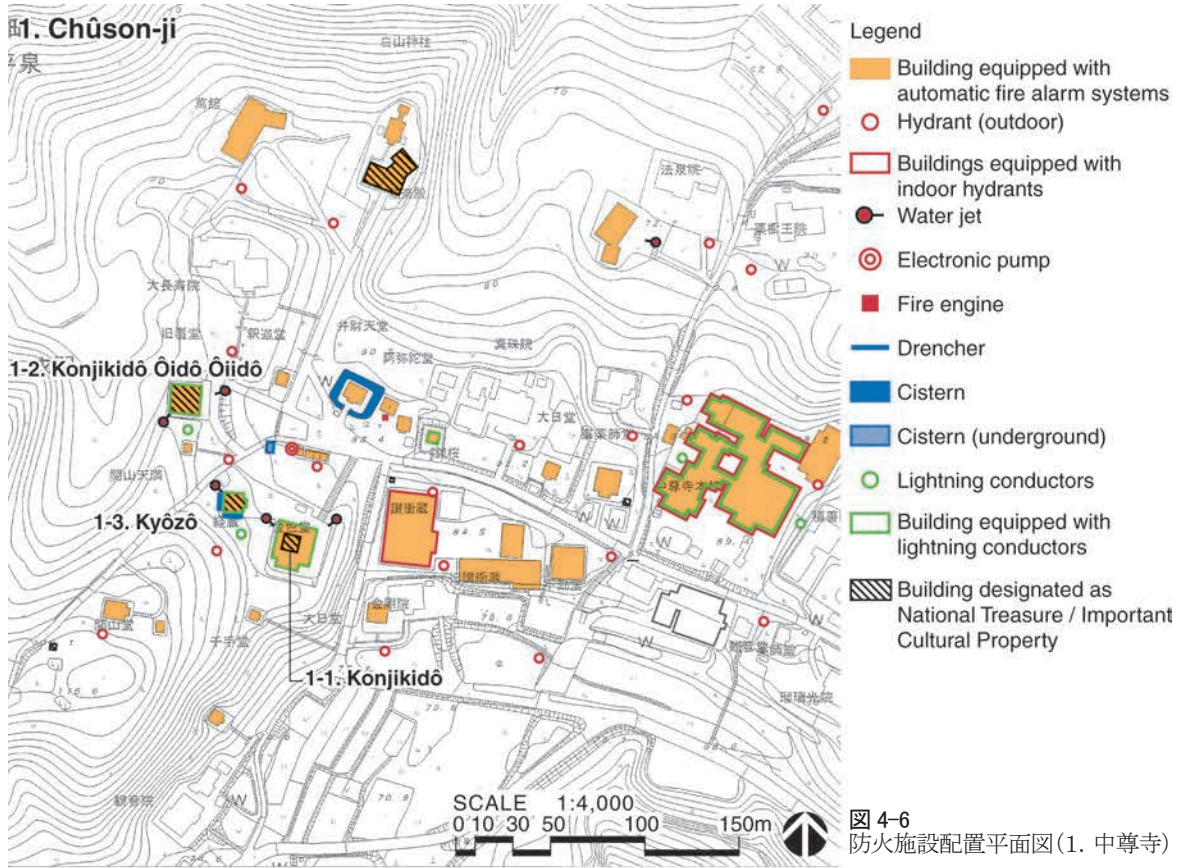
消火栓・放水銃などを設置しているほか、自主防火組織も整備するなど、万全を期しているので問題はない。

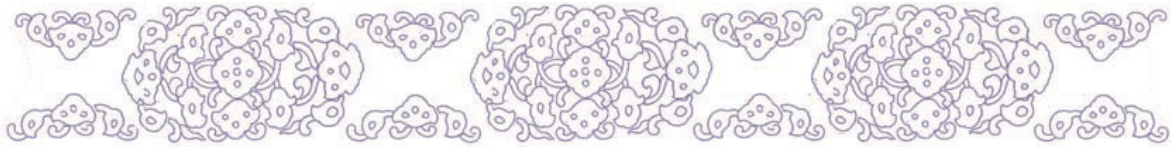
万一、上記の災害が発生した場合においても、

速やかに現状復旧の対策を講ずるための制度及び体制を完備しており、資産の顕著な普遍的価値が減じることはない。

その他、毛越寺境内に存在するマツのマツクイムシ被害防止策としては、

写真 4-1  
中尊寺における消防訓練  
© 川嶋印刷株式会社





経験豊富な専門家の助言に基づき、薬剤散布による予防措置を講じている

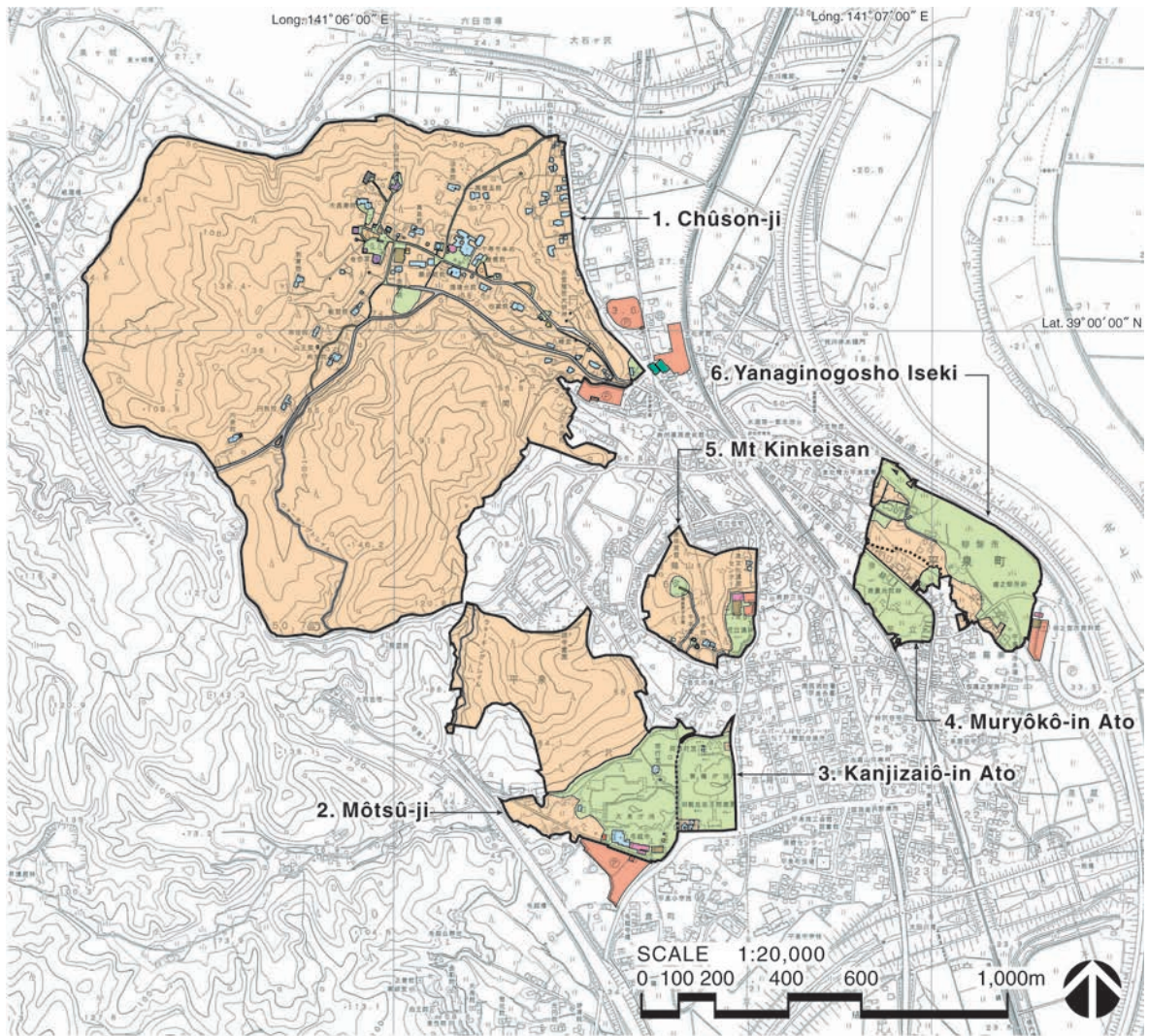
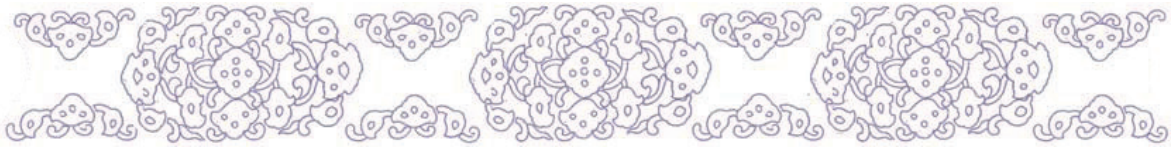
#### 4. 来訪者及び観光の圧力

構成資産のうち、観自在王院跡・無量光院跡・金鶏山・柳之御所遺跡については、一部の私有地を除き、原則的に一般公開している。また、中尊寺・毛越寺については、あらかじめ定められた範囲を一般公開しており、公開に際しては所有者が安全面等を十分に考慮して公開の範囲・時間、見学の順路等を定めている。

さらに、き損・悪戯・盗難等の被害から建造物などの構成資産を護るために、防犯警備設備を設置するとともに巡視及び監視の体制を整備し、来訪者によるゴミの増加等に対しても地域住民や関係各市町が適切な管理を行っていることから、参拝者を含む観光客による圧力が資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させるようなことは起こり得ない。

各構成資産とその周辺の地域には、公開・活用に必要とされる案内所・休憩施設・駐車場・便所・解説板・道標など最小限の便益施設を整備しているが、現状において来訪者に対するこれらの施設等の整備状況は必ずしも十分ではないことから、今後とも資産の適正な利用を促すために計画的に便益施設を整備し、観光客による資産への負荷を軽減することとしている。

また、緩衝地帯に関係する各市町では、条例等の下に大規模施設を伴う観光産業を適切に規制し、資産及びその緩衝地帯の環境を阻害することがないように適切な管理を行うこととしている。



Legend

□ Nominated property

■ Area open to the public

■ Area closed to the public

■ Management building

■ Exhibition building

■ Building designated as Cultural Property

■ Shop

■ Restaurant

■ Lavatory

■ Rest stop

■ Other building

■ Parking

■ Trail open to motor vehicles

■ Trail closed to motor vehicles

図 4-8 便益施設及び来訪者のための施設配置平面図

[詳細図面は本推薦書付属資料 10 を参照]



### 5. 資産と緩衝地帯の居住者人口

構成資産内人口： 213人  
 緩衝地帯内人口： 10,915人  
 合計： 11,128人  
 集計年： 2009年

表 4-1  
 推薦資産及び緩衝地帯内の居住者数

No.	構成資産	推薦資産内の居住者数	緩衝地帯内の居住者数	合計
1	中尊寺	124	10,915	
2	毛越寺	2		
3	観自在王院跡	9		
4	無量光院跡	23		
5	金鷄山	12		
6	柳之御所遺跡	43		
	合計	213	10,915	11,128